

# 千葉県報

定例  
令和5年6月13日

## 主要目次

- 令和5年度千葉県一般会計の補正予算の要領
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 国土調査の成果の認証（二件）
- 道路区域の変更（三件）
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示
- 監査委員告示
- 包括外部監査人の監査の事務の補助

一 四 五 六 六 七

### 公安委員会告示

○ 千葉県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更

### 公告

○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出（四件）

○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）

### 特定調達公告

○ 落札者等の公告

### 正誤

○ 令和5年三月三十一日付け県報号外第三十五号中

## 告示

## 示

### 千葉県告示第二百二十九号

令和5年五月臨時県議会の議決を経た令和5年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

## 令和5年度千葉県一般会計補正予算（第1号）

令和5年度千葉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,929,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,218,053,746千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		268,616,228 <small>千円</small>	14,929,000 <small>千円</small>	283,545,228 <small>千円</small>
	2 国庫補助金	134,929,203	14,929,000	149,858,203
11 繰入金		79,264,630	6,000,000	85,264,630
	2 基金繰入金	29,183,404	6,000,000	35,183,404
補正されなかつた款項に係る額		1,849,243,888		1,849,243,888
歳 入 合 計		2,197,124,746	20,929,000	2,218,053,746

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	137,021,041	380,000	137,401,041
		90,253,324	260,000	90,513,324
	2 企画費	17,138,833	120,000	17,258,833
		356,290,414	8,105,000	364,395,414
	3 民生費	1 社会福祉費	265,164,709	2,581,360
85,380,229			5,522,640	90,902,869
2 児童福祉費		5,713,658	1,000	5,714,658
		168,887,500	3,600,000	172,487,500
4 衛生費		1 公衆衛生費	128,589,590	142,000
	38,663,944		3,458,000	42,121,944
	4 医薬費	51,930,229	2,840,000	54,770,229
7 農林水産業費	1 農業費	16,774,644	1,100,000	17,874,644
		1,796,813	1,218,000	3,014,813
	2 畜産業費			

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
				千円
8 商 工 費	3 農 地 費	20,553,129	342,000	20,895,129
	5 水 産 業 費	9,809,854	180,000	9,989,854
	1 商 業 費	6,871,929	3,300,000	10,171,929
	2 工 敏 業 費	381,255,657	2,340,000	383,595,657
	4 高 等 学 校 費	78,121,415	340,000	78,461,415
11 教 育 費	7 保 健 体 育 費	2,418,229	24,000	2,442,229
	補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額	743,578,940		743,578,940
歳 出 合 計	2,197,124,746	20,929,000	2,218,053,746	

千葉県告示第二百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、小型まき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 制限措置の内容
  - 1 漁業種類
    - 小型まき網漁業（二そうまき）
  - 2 船舶の総トン数
    - 五トン未満

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操 業 区 域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
いすみ市八幡埼突端正東の線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	八隻
南房総市野島埼灯台中心点正南の線か	〃	二隻

ら館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面	〃	二隻
館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線から富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線との間の千葉県海面	〃	六隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和五年六月十六日から七月十五日まで

千葉県告示第二百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年六月十三日次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
富津市	令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	富津市(西大和田の一部)の地籍図及び地籍簿	富津市西大和田の一部の区域

千葉県告示第二百三十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年六月十三日次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印旛郡栄町	令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	印旛郡栄町(三和、布太、中谷及び北の各一部)の地籍図及び地籍簿	印旛郡栄町三和、布太、中谷及び北の各一部の区域

千葉県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月十三日から三週間、縦覧に供する。  
令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小田代勝浦線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
夷隅郡大多喜町小沢又字大谷七九四番一	三〇・二〇メートルから一〇六・四〇メートルまで	一八・〇〇メートルから七七・三〇メートルまで	敷地の幅員	延長
五番二地先	後	六五・二〇メートル	敷地の幅員	延長

で

千葉県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月十三日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十五号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
夷隅郡大多喜町小田代字藤	前	二一・六一メートルから二八・六二メートルまで	六四・三〇メートル
平田五八四番一地从先から五八三番一地从先まで	後	二一・六一メートルから二六・〇〇メートルまで	六四・三〇メートル

千葉県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月十三日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市原天津小湊線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
夷隅郡大多喜町小田代字藤	前	二一・六一メートルから二八・六二メートルまで	六四・三〇メートル	六四・三〇メートル

平田五八四番一地从先から五八三番一地从先まで	後	二一・六一メートルから二六・〇〇メートルまで	六四・三〇メートル	トルは、一般国道四百六十五号と重用となる。
------------------------	---	------------------------	-----------	-----------------------

千葉県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、君津都市計画下水道事業及び富津都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称 君津富津広域下水道組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称 君津都市計画下水道事業君津市第一号公共下水道及び富津都市計画下水道事業富津市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年一月四日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月十三日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人社団一心会初富保健病院介護医療院の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設しんかま 鎌ヶ谷市初富九二九番地の六

別表第二株式会社アズパートナーズアズハイム市川の項の次に次のように加える。

社会福祉法人桐和会特別養護老人ホーム 市川市高谷三丁目一番一号

ムタムスさくらの杜市川

附則

この告示は、公示の日から施行する。

監査委員告示

千葉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人松本達之は、監査の事務を次のとおり補助させる。

令和五年六月十三日

千葉県監査委員	小倉 明	
千葉県監査委員	川口 明浩	
千葉県監査委員	関 政幸	
千葉県監査委員	岩井 泰憲	
補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
金福実	船橋市山手二丁目七番七号	令和五年六月七日から令和六年三月三十一日まで

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第13号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力追放県民会議の代表者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

令和5年6月13日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

1 代表者の氏名	変更前	変更後
	安藤 轟男	宮嶋 康明
2 変更年月日	令和5年3月13日	

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。  
 その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス銚子三崎町店  
 銚子市三崎町二丁目二、五六四番四ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階
- ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和六年二月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、二八三平方メートル
- 5 駐車場の収容台数  
 五三台
- 6 駐車場の収容台数  
 二〇台
- 7 荷さばき施設の面積  
 一〇二平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量  
 一六立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時五十分
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時三十分から午後十時まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数  
 二か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年五月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市観光商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年六月十三日

千葉県知事

熊谷

俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモス長須賀店

木更津市長須賀字池ノ下二、三一二番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年一月十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四〇三平方メートル

5 駐車場の収容台数

四七台

6 駐輪場の収容台数

一四台

7 荷さばき施設の面積

一四台

五三平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

一か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年五月十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年六月十三日

千葉県知事

熊谷

俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルク野田山崎店

野田市山崎字西新田二、二三九番二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠



<p>一 届出の概要</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>三 縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課</p>
<p>令和五年六月十三日</p>	<p>令和五年五月十七日</p>
<p>商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p>	<p>縦覧場所</p>
<p>すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県</p>	<p>二 届出年月日</p>
<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者はその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮</p>	<p>十二 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>
<p>その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。</p>	<p>十一 駐車場の自動車の出入口の数</p>
<p>小売店舗の新設について次のとおり届出があった。</p>	<p>十 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模</p>	<p>九 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p>
<p>千 縦覧場所</p>	<p>八 廃棄物等の保管施設の容量</p>
<p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>	<p>七 荷さばき施設の面積</p>
<p>二 届出年月日</p>	<p>六 駐車場の収容台数</p>
<p>令和五年五月三十一日</p>	<p>五 駐車場の収容台数</p>
<p>午前六時から午後十時まで</p>	<p>四 駐車場の収容台数</p>
<p>三 縦覧場所</p>	<p>三 大規模小売店舗の新設をする日</p>
<p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>	<p>二 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>
<p>一 届出の概要</p>	<p>（仮称）クリエイトS・D君津郡店</p>
<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>君津市郡三丁目三番五ほか</p>
<p>令和五年六月十三日</p>	<p>二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名</p>
<p>商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p>	<p>イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p>
<p>すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県</p>	<p>株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三</p>
<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者はその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮</p>	<p>神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p>
<p>その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。</p>	<p>ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p>
<p>小売店舗の新設について次のとおり届出があった。</p>	<p>株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模</p>	<p>神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p>
<p>千 縦覧場所</p>	<p>三 大規模小売店舗の新設をする日</p>
<p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>	<p>令和六年一月十八日</p>
<p>二 届出年月日</p>	<p>四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p>
<p>令和五年五月三十一日</p>	<p>一、五四二平方メートル</p>
<p>午前六時から午後十時まで</p>	<p>五 駐車場の収容台数</p>
<p>三 縦覧場所</p>	<p>六 駐車場の収容台数</p>
<p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>	<p>七 荷さばき施設の面積</p>
<p>一 届出の概要</p>	<p>八 廃棄物等の保管施設の容量</p>
<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>九 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p>
<p>令和五年六月十三日</p>	<p>十 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p>
<p>商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p>	<p>十一 駐車場の自動車の出入口の数</p>
<p>すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県</p>	<p>十二 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>
<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者はその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮</p>	<p>午前六時から午後十時まで</p>
<p>その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。</p>	<p>令和五年五月十七日</p>
<p>小売店舗の新設について次のとおり届出があった。</p>	<p>縦覧場所</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模</p>	<p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク木更津

木更津市金田東三丁目一番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

3 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 二か所

4 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 一か所

5 変更年月日

令和五年五月八日

二 届出年月日

令和五年五月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年六月十三日から十月十三日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月十三日から十月十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ松戸

松戸市松戸字亀井一、一八一番地五ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、四七二平方メートル

4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一一、三一一六平方メートル

5 変更前の駐車場の収容台数

三四台

6 変更後の駐車場の収容台数

一〇〇台

7 変更前の駐輪場の位置及び収容台数

なし

8 変更後の駐輪場の位置及び収容台数

一一〇台

9 変更前の荷さばき施設の位置及び面積

一二七平方メートル

10 変更後の荷さばき施設の位置及び面積

一四八平方メートル

11 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五二立方メートル

12 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六三立方メートル

13 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

14 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

15 変更年月日

令和九年四月一日

二 届出年月日

令和五年五月十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

### 特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものでない。

#### 落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊 人

#### 【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①自動車保管場所証明電子化システム貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課  
千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年5月12日 ④NTT・TCリース株式会社千葉支店 千葉県中央区新町1, 000番地 ⑤316, 674, 600円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年3月31日

正 誤

令和5年3月31日付け県報号外第三十五号中（教育庁教育振興部教職員課）

ページ	段	行	誤	正
七	上		注2 教育職員免許状	注 教育職員免許状

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八